千葉県総合評価方式ガイドライン

平成27年4月

千 葉 県

| | 1 | 総合評価方式の概要・意義 ・・・・・・・・・・・・1 |
|---|-----|----------------------------|
| | 2 | 標準的な実施手順・・・・・・・・・・・・・・・2 |
| | 3 | 実施手順ごとの解説 ・・・・・・・・・・・・・3 |
| | 4 | 総合評価方式のタイプ ・・・・・・・・・・・5 |
| | 5 | 評価項目・配点等・・・・・・・・・・・・・・・・6 |
| | 6 | タイプ別評価項目 ・・・・・・・・・・・・・・7 |
| | 7 | 技術審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14 |
| | 8 | 学識経験者の意見聴取 ・・・・・・・・・・・15 |
| | 9 | 評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・16 |
| | 10 | 契約後の措置・・・・・・・・・・・・・・ 18 |
| - | 1 1 | その他・・・・・・・・・・・・18 |
| | | |

1 総合評価方式の概要・意義

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月施行・平成26年6月改正)では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされている。

これを受け、千葉県においては「千葉県総合評価検討委員会」の審議を経て、 平成19年10月に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を制定し、価格及び品質 で総合的に優れた内容の契約を実現する手法として、全庁での総合評価方式の実施 拡大を図ったところである。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。

また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることにより、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

本ガイドラインは、今後とも受発注者からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて改正することとしており、実施方針、評価方法等の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとしている。今後とも多くの公共工事発注機関、特に市町村において総合評価方式が拡大していく必要があることから、本ガイドラインがその一助となることを期待するものである。

千葉県総合評価方式の実施方針

- (1)5千万円以上の工事について、適用することを原則とする。
- (2)評価値の算出方法は、除算方式とする。 除算方式の評価値:価格あたりの工事品質を表す指標

総合評価の実施方針や、技術提案の 標準的な実施手順 審査方法について検討・審査します。 千葉県公共工事総合評価審議会 (ガイドライン改正時等) 資格要件設定資料の作成 入札参加資格委員会 価格以外の評価をどの項目について 行うか決めます。 総合評価項目の作成 上記で決めた項目について、内容が 総合評価技術審査会 適当であるか否かを審査します。 審査された内容について、発注関係者以 学識経験者からの意見聴取 外の学識経験者の意見を聴取します。 このとき、落札者を決定しようとすると 入札公告 きに改めて意見を聴く必要があるかど うか意見を聴取します。 設計図書の閲覧 入札参加資格確認申請の受付(含む確認) 審査項目を判断するための資料(施 工計画、評価項目を満たすことを証 技術資料の受付(含む確認) 明する書類等)を受け付けるととも に、漏れの有無を確認します。 技術資料とりまとめ 評価項目の内容について、提出され 入札参加資格委員会 た資料を基に判断・評価します。 資格確認通知 とりまとめた技術資料の判断・評価 総合評価技術審査会 が適切であるか否かを審査します。 学識経験者からの意見聴取 (改めて意見を聴く必要があるとされ た場合、)審査された内容について、 入札 発注関係者以外から意見を聴取します。 契約

太枠は総合評価方式に係る業務

2

3 実施手順ごとの解説

(1)総合評価方式の適用

1)タイプ選択

- ・総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の4タイプいずれかで実施する。(タイプの詳細は、P5「4 総合評価方式のタイプ」参照)
- ・予定価格5千万円以上1億円未満の工事は、原則として「特別簡易型」を適用する。ただし、必要に応じて「簡易型」を選択することができる。
- ・予定価格1億円以上の工事は、原則として「簡易型」を適用する。ただし、 必要に応じて「特別簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」を選択する ことができる。
- ・なお、WTO(政府調達協定)対象工事(予定価格20億2千万円以上*)については、原則として「標準型(WTO対象)」を適用する。**_{平成27年4月現在}2)適用除外
- ・緊急工事など(生命財産に関わる緊急的な工事)は総合評価方式の適用外とする。

(2)入札参加資格委員会(1回目)

・入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で承認を得る。

(3)総合評価項目の作成

- 1) 加算点の設定 (P16「10評価方法(2) 加算点の算出」参照)
 - ・特別簡易型の加算点は20点とする。
 - ・簡易型の加算点は30点とする。
 - ・標準型、高度技術提案型の加算点は、技術審査会において決定する。 なお、標準型(WTO対象)の加算点は50点とする。
- 2) 評価項目の設定(P6「5評価項目・配点等」、P7、P10、P13参照)
 - ・必須評価項目は必ず設定する。
 - ・選択評価項目は、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も 適した評価項目を選定する。
- 3) 評価方法、評価基準の設定
 - ・施工計画などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者 決定基準(案)とする。

(4)総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取(1回目)

- ・落札者決定基準(案)について、総合評価技術審査会(以下「技術審査会」 という。)で審査し、学識経験者から意見を聴取する。
- ・学識経験者からは、2回目の意見聴取(落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき)が必要かどうかについての意見も聴取する。
- ・学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない 場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。

(5)入札公告

・落札者決定基準(価格以外の評価項目、評価基準)を入札公告文に明示し、 公告する。

(6)設計図書の閲覧

・入札公告文に記載のとおりとする。

(7)入札参加資格確認申請の受付

・入札公告文で求めた入札参加資格確認申請は、定められた様式で書面による 提出とし、発注担当機関で受付する。

(8)技術資料の受付

・入札公告文で求めた技術資料は、定められた様式で書面による提出とし、 発注担当機関で受付する。

(9)技術資料の取りまとめ

・提出された技術資料は取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価(案)を作成する。

(10)入札参加資格委員会(2回目)

・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。 (委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。)

(11) 資格確認通知

・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。

(12) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取(2回目)

・発注担当機関において評価した技術評価(案)について、技術審査会で審査 し、学識経験者から意見を聴取する。なお、学識経験者の意見聴取について は、1回目の意見を聴取した際に、改めて意見を聴く必要があるとされた 場合に限り実施する。

(13) 入札

・入札を実施する。

(14)落札者の決定方法(P16「10評価方法(3)・(4)」参照)

- ・技術評価点(標準点+加算点)を入札価格で除して、評価値を算出する。
- ・落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の 最も高い者を落札者とする。
 - 1)入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
 - 2)入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件に おける最低限の要件をすべて満たしていること。

- 3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- *評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4 総合評価方式のタイプ

総合評価方式を実施するに当たっては、公共工事の特性(技術的な工夫の余地、技術提案の余地など)に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを選択する。

なお、標準型、高度技術提案型の選択は担当事業主務課と調整する。



(1)特別簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、 施工箇所の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた簡易な施工 計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、 発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有するかを確認する 施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(3)標準型

同種工事の経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し、施工上の特定の課題等(施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等)に関する施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(4) 高度技術提案型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、より優れた構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めるために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合的な評価を行う。

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目の選定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を選択する。

特別簡易型、簡易型のそれぞれに示す選択区分(必須・選択)から、工事の内容・規模を勘案し適宜選定する。

選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目(評価基準含む)を追加設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目(一般競争入札で入札資格要件が評価項目の内容と同一の場合など)や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などを、適宜削除できるものとする。

(2) 配点等

ガイドラインに示されている配点以外(評価基準を含む)を設定するときは、技術審査会の審査と学識経験者からの意見聴取を実施する。

6 タイプ別評価項目

(1)特別簡易型における評価項目

適用業種: 土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、 塗装、機械器具設置、造園、さく井、水道施設、電気通信

| | | | 標準的な選択区分 | | | | |
|-------------------------------|-------------|---|----------|--------------|------------------------------|---|--|
| | | | | 細 | 選 | | |
| 区分 | 項目 | 細目 | 配点 | | 選択区分 | 対象区分 | |
| | | | 207 | 別 | 1 | . 5.5.2.2 | |
| | 施工計画 | 現場条件(地形、地質、環境、地 域特性等)を踏まえた配慮すべき 事項 | 3 | 3 | 0 | (総合的な観点から評価) 現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる (3)、現地条件を踏まえ適切である(0)、不適 切である(入札は無効) | |
| | | 過去 10 年間の同種工事の施工実 績 (注2) | | 1 | 0 | 国・県・市町村等の実績(1)、その他の実績又は実績 なし(0) (注14) | |
| | 企業 | 千葉県所掌工事における「業種: 〇〇」での工事成績の平均点 (注3) | | 6 ~ -4 | 0 | 80 点以上(6)、80 点未満 77. 5点以上(5)、 77. 5点未満 75点以上(4)、75点未満 72. 5点以上(3)、72. 5点未満 70点以上(2)、70点未満 65点以上(0)、65点未満(-4)、成績なし(0) | |
| | かの施 | 過去2ヵ年度間の当該業種における優良工事表彰 (注4) | 1 1 | 2 | 0 | 知事表彰あり(2)、なし(O) (注15) | |
| 企業のは | 工能力 | 千葉県所掌工事における過去の事 故及び不誠実な行為 | | 0 ~ -4 | 0 | 過去2年間に指名停止あり(-4)、過去1年間に文書 注意あり(-2)、なし(0) | |
| の技術 | ,5 | ISO 認証取得 (注6) | | 1 | 0 | (注5) あり(1)、なし(0) | |
| カ | | 千葉県所掌工事「業種:〇〇」に おける手持ち工事量の状況 (注7) | | 1 | 0 | 1. 〇未満(1)、1. 〇以上(0) | |
| | 技配 | 主任(監理)技術者資格 (注8) | 6 | 2 | 0 | 一級土木施工管理技士または技術士(2)、前記以外の 土木施工に係る資格(0) (注16) | |
| | 技術者の | 過去 10 年間の同種工事の施工経験 (注2) | | 2 | 0 | 国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、その他工事の実績又は実績なし(0) (注14) | |
| | 能力 | 継続教育(CPD)の取組状況 | | 1 | 0 | あり(1)、なし(O) (注17) | |
| | | 主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去1カ年度間の「業種:〇〇」での工事成績 (注4) | | 1 | 0 | 80 点以上の実績あり(1)、なし(0) | |
| | 精 通 度 | 過去 10 年間の当該管内での施工 実績 (注2)、(注9) | | 3 | 0 | 国・県等の実績(3)、市町村等の実績(2)、その他工事の実績又は実績なし(0) (注14) | |
| 企業の | | 「地震、風水害、その他の災害応 急対策に関する業務基本協定」 (注10)、(注11) | | 3 | 0 | 当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり(3)、 千葉県と締結あり(2)、なし(0) | |
| の信頼性 | 地 | 県産品の活用 (注12) | 11 | 2 | 0 | 指定品目の活用あり(2)、なし(O) | |
| | 域貢献度 | 営業拠点の所在地の有無 (注13) | | 2 | 0 | 発注管内に本店あり(2)、なし(O) (注18) | |
| 社会性 | 献 度 | 地域特有貢献の有無 | | 1 | 0 | ・千葉県内での地域美化活動のボランティア実績 ・千葉県内在住の障害者雇用実績 ・千葉県内在住の高年齢者雇用実績 ・千葉県内在住の女性雇用実績 の4項目のうち、 いずれか1件に該当(1)、該当なし(0) (注19) | |
| 千葉県所掌工事における総合評価方式での 履行義務違反 | | 0 | 0 ~ | 0 | 工事成績評定点の減点措置あり(-2)、 なし(O) | | |
| <u> </u> | | | | -2 | | (注18) | |
| | 合 計 31 | | | | | | |

- 注1 選択区分 ◎:すべての工事で選択 ○:工事内容等により選択
- 注2 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間とする。
- 注3 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去2ヵ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

- 注4 過去1、または2ヵ年度間とは、それぞれ、入札公告の日の属する年度を 除く、直近の過去1、または2ヵ年度とする。
- 注5 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を 対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書 注意日を対象とする。
- 注6 入札参加資格要件で求めた場合は選択しない。
- 注7 手持ち工事量比率=年間受注額÷過去2ヵ年度間の平均受注額。
- 注8 入札参加資格要件で、一級土木施工管理技士の配置を求めた場合は選択しない。
- 注9 「当該管内」とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。 県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。
- 注10 入札公告の日の時点において、「地震、風水害、その他の災害応急対策に 関する業務基本協定」及びこれに基づく当該管内を管轄する出先機関を単位と する業務細目協定の締結を対象とする。

ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。

- 注11 「地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定」の締結に 関係しない業種及び部局については、選択しないことができる。
- 注12 工事案件ごとに発注者が指定する品目について、当該工事における使用 予定を評価する。使用資材が少量または多品目である等、対象品目の設定が 困難な工事では、選択しないことができる。
- 注13 入札参加資格要件で、発注管内企業のみが参加できることとした場合は 選択しない。
- 注14 国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関)をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a~cのいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年

- 11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。
- 注15 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までに、指名停止、文書注意の措置を受けた場合は評価しない。
- 注16 業種により「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替えることができる。
- 注17 一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。

ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

- 注18 発注管内で災害業務基本協定を千葉県と締結している支店は本店扱いとする。
- 注19 地域美化活動については、前年度及び当該年度の入札公告の日までに 行ったものを評価する。
- 注20 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1カ年度間に完成した工事の総合評価方式の履行義務違反を評価する。

細目の追加に関する注意事項

・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目 とし、配点は1点とする

(2) 簡易型における評価項目

適用業種:土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、 塗装、機械器具設置、造園、さく井、水道施設、電気通信

| | | | 標準的な選択区分 | | | | | | |
|---------------------|--|---|----------|----------|------|--|-------------|--|--|
| | 否 | | | | | | | | |
| 分 | 項目 | 細目 | 配点 | 細目別 | (注1) | 対象区分 | | | |
| | | ①工程管理に係る技術的所見 | | 12 | | 適切で優れる(10)、 | | | |
| | 施 | ②材料の品質管理に係る技術的所見 | 12 | 12 | | 適切で良好(5)、適切で可(0)、 | | | |
| | 計画 | ③施工上の課題に対する技術的所見 | or | 12 | 0 | 不適切である(入札は無効) | | | |
| | | ④施工上配慮すべき事項 | 24 | 12 | | 【総合的評価】 | | | |
| | | ⑤安全管理に留意すべき事項 | | 12 | | 総合的に優れる(2)、総合して可(0) | | | |
| | | 過去 10 年間の同種工事の施工実績 (注2) | | 2 | 0 | 国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他の実績又は実績なし(0)(注15) | | | |
| | 企業 | 千葉県所掌工事における「業種:〇〇」で の工事成績の平均点 (注3) | | 6~ -4 | 0 | 80 点以上(6)、80 点未満 77.5点以上(5)、77.5点以上(5)、77.5点以上(4)、75点未満 72.5点以上(3)、72.5点未満 70点以上(2)、70点未満 65点以上(0)、65点未満(-4)、 成績なし(0) | | | |
| | 企業の施 | 過去2ヵ年度間の当該業種における 優良工事表彰 (注4) | 14 | 2 | 0 | 知事表彰あり(2)、なし(0) (注16) | | | |
| 企業の技術 | 工能力 | 千葉県所掌工事における過去の事故 及び不誠実な行為 | | 0~ -4 | 0 | 過去2年間に指名停止あり(-4)、過去1年間に文書注意あり(-2)、なし(O) (注5) | | | |
| 術力 | | 当該工事関連分野での技術開発の実績 及び新技術等の活用 (注6) | | 1 | 0 | 技術開発の実績あり、または新技術等を当該工事に適用(1)、なし(0) | | | |
| // | | ISO 認証取得 (注7) | | | 1 | 0 | あり(1)、なし(O) | | |
| | | 千葉県所掌工事「業種:00」における 手持ち工事量の状況 (注8) | | 2 | 0 | 0.5 未満(2)、0.5 以上 1.0 未満(1)、 1.0 以上(0) | | | |
| | 技術者の能力 | 主任(監理)技術者資格 (注9) | 6 | 2 | 0 | 一級土木施工管理技士または技術士(2)、 前記以外の土木施工に係る資格(0) (注17) | | | |
| | | 過去 10 年間の同種工事の施工経験 (注2) | | 2 | 0 | 国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他工事の実績又は実績なし(0) (注15) | | | |
| | | 継続教育(CPD)の取組状況 | | 1 | 0 | あり(1)、なし(O) (注18) | | | |
| | | 主任(監理)技術者として施工した千葉県 所掌工事における過去1ヵ年度間の 「業種:〇〇」での工事成績 (注4) | | 1 | 0 | 80 点以上の実績あり(1)、なし(O) | | | |
| 企 | 精 通 度 | 過去 10 年間の当該管内での施工実績 (注2)、(注10) | | 2 | 0 | 国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他工事の実績又は実績なし(O) (注15) | | | |
| 企業の信頼性 | 地域貢献度 | 「地震、風水害、その他の災害応急対策に 関する業務基本協定」 (注11)、(注12)、(注13) | | 3 | 0 | 当該管内を管轄する千葉県出先機関と 締結あり(3)、千葉県と締結あり(2)、 なし(0) | | | |
| | 献度 | 県産品の活用 (注14) | 9 | 2 | 0 | 指定品目の活用あり(2)、なし(O) | | | |
| 社会性 | Z . | 県内企業の活用 (注19) | | 2 | 0 | 入札参加希望者が県内企業(2)、 入札参加希望者が県外企業であり 下請負金額の70%以上を県内企業と契約 予定(2)、入札参加希望者が県外企業であり 下請負金額の50%以上70%未満を県内 企業と契約予定(1)、その他 (0) | | | |
| 千葉県所掌工事における総合評価方式での | | | | 0 | | 工事成績評定点の減点措置あり(-2)、 | | | |
| 腹仃 | 義務違原 | X | 0 | ~ -2 | 0 | なし (0) (注20) | | | |
| | 41 (施工計画の細目が1項目の場合) 合計 53 (施工計画の細目が2項目の場合) | | | | | | | | |

- 注1 選択区分 ◎:すべての工事で選択 ○:工事内容等により選択
- 注2 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- 注3 適用業種により、次のとおりとする。
 - ○「土木一式」の場合

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2ヵ年度間の総合評価方式で 落札した工事の成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去2ヵ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5ヵ年度間の全ての工事成績を評価の対象とする。

○「土木一式」以外の業種の場合

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去2ヵ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5ヵ年度間の工事成績を評価の 対象とする。

- 注4 過去1、または2ヵ年度間とは、それぞれ、入札公告の日の属する年度を 除く、直近の過去1、または2ヵ年度とする。
- 注5 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を 対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書 注意日を対象とする。
- 注6 新技術等がある場合に選択する。
- 注7 入札参加資格要件で求めた場合は選択しない。 求めない場合で、重要な品質管理、環境管理がある場合等に選択する。
- 注8 手持ち工事量比率二年間受注額÷過去2ヵ年度間の平均受注額。
- 注9 入札参加資格要件で、一級土木施工管理技士の配置を求めた場合は選択しない。
- 注10 「当該管内」とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。 県外業者を対象とする場合は、「当該管内」を「県内」とする。

また、県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。

注11 入札公告の日の時点において、「地震、風水害、その他の災害応急対策に 関する業務基本協定」及びこれに基づく当該管内を管轄する出先機関を単位と する業務細目協定の締結を対象とする。

ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。

- 注12 「地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定」の締結に 関係しない業種及び部局については、選択しないことができる。
- 注13 特殊な専門工事など県内企業の参加が見込めない場合は、選択しないことができる。
- 注14 工事案件ごとに発注者が指定する品目について、当該工事における使用 予定を評価する。使用資材が少量または多品目である等、対象品目の設定が 困難な工事では、選択しないことができる。
- 注15 国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準する機関)をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給

公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a~cのいずれかの団体をいう。a.地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b.公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c.市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。

- 注16 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までに、指名停止、文書注意の措置を受けた場合は評価しない。
- 注17 業種により「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替えることができる。
- 注18 一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。

ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

- 注19 県内企業のみを対象とする資格要件の場合は、選択しない。また、特殊な 専門工事など下請けとしての県内企業の参加が見込めない場合は、選択しないことが できる。
- 注20 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1カ年度間に完成した工事の総合評価方式の履行義務違反を評価する。

細目の追加に関する注意事項

・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目 とし、配点は1点とする

(3)標準型(WTO対象)における評価項目

| | | []] 目 細目 | | 標準的な選択区分 | | | | |
|-----------|---|---------------------------------------|----------------|----------|------|---|--|--|
| 区分 | 項目 | | | 細目別 | (注1) | 対象区分 | | |
| 企業の高度な技術力 | 技術提案 エ事全般の | 総合的なコスト(ライフサイクルコスト等) | | 12 | | 適切で優れる(10)、 適切で良好(5)、適切で可(0)、 不適切である(入札は無効) | | |
| | | 性能・強度等(性能・機能の向上等) | 12 or 24 | 12 | · © | | | |
| | | 社会的要請(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等) | | 12 | | 【総合的評価】 総合的に優れる(2)、総合して可(0) | | |
| | | 個別テーマの施工計画 (注2) | | 12 | | | | |
| 力 | | 施工 工事 計全 施工上配慮すべき事項等の技術的所見 12 | 12 | 12 | 2 © | 適切で優れる(10)、 適切で良好(5)、適切で可(0)、 不適切である(入札は無効) | | |
| | | | 12 | 12 | | 【総合的評価】 総合的に優れる(2)、総合して可(0) | | |
| | 24(技術提案の細目が1項目の場合) 合計 36(技術提案の細目が2項目の場合) | | | | | | | |

- 注1 選択区分 ◎:すべての工事で選択(○:工事内容等により選択)
- 注2 個別テーマの施工計画から2課題選択も可とする。

7 技術審査

総合評価方式における落札者決定基準及び技術評価点の審査を行うため、技術審査会を設置する。

(1)技術審査会による審査

落札者決定基準(案)、技術資料評価(案)は各発注機関で作成する。 各発注機関で作成した(案)を技術審査会で審査する。

(注意)技術資料評価(案)作成及び技術審査会時は、恣意性を排除 し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行なうため、施工 計画の会社名・作成者名及び、評価調書(第4号様式)の会社 名等が特定できない匿名(A社、B社・・・)で行う。また、 秘密保持のため配付資料については回収する。

(2)技術審査会に提出する資料

- 1) 落札者決定基準審査時
 - ①「総合評価技術審査会の審査について(依頼)」 (第1号様式)
 - ②「評価項目選択一覧表(案)」 (第2号様式)
- 2)技術評価点審査時
 - ①「総合評価技術審査会の審査について(依頼)」 (第3号様式)
 - ②「評価調書(案)」 (第4号様式)

(3)技術審査会資料の提出先

各部局において決定の事。

(4)技術審査会からの報告

「総合評価技術審査会の審査結果について(報告)」 (第5号様式)

(5)技術資料の確認

1)記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料に記載された事項の真偽を各種データ等により確認する。

- 確認方法 ① 技術資料の添付資料に基づき確認する。
 - ② 業務進行管理システムなどを活用して確認する。

2)技術資料の不備

技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

3)施工計画について

施工計画が以下の①~④に該当する場合、不適切と判断する。

- ① 未提出
- ② 白紙 (未記入)
- ③ 法令違反の記載
- ④ 評価に値しないと認められたとき

例:施工計画が他社の資料の写しと認められたときは、関係した 全ての企業の施工計画を評価に値しないものとして取り扱い、 関係した全ての企業の入札を無効とする。

8 学識経験者の意見聴取 (中立かつ公正な評価の確保)

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

(1) 落札者決定基準意見聴取

落札者決定基準を定めようとするとき、評価項目などについて学識経験者の 意見を聴取する。

併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか どうかについて意見を聴取する。

学識経験者の意見聴取事務は、事務局である技術管理課が実施する。発注機関は、技術管理課に書類を提出する。

意見聴取は発注機関と事務局で実施する。なお、秘密保持のため、配付資料は回収する。

提出書類

- 1) 千葉県建設工事総合評価の審議について(依頼) (第6号様式)
- 2) 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取(様式第11号の1)

(2)技術資料の審査結果意見聴取

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に、改めて意見を 聴く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をする。

なお、秘密保持のため、配付資料を回収する。

提出書類

- 1) 千葉県建設工事総合評価の審議について(依頼) (第7号様式)
- 2) 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取(様式第11号の2)

9 評価方法

(1)評価値算定方式

除算方式で実施する。

(2)加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の競争参加者に、加算点の満点を与え、他の競争参加者は按分して、加算点を与える。このとき加算点は小数点以下3位まで算出(第4位以下切捨)。

加算点の満点は標準型(WTO対象)50点、簡易型30点、特別簡易型20点とする。

(3)技術評価点等の考え方

技術評価点 = 標準点 + 加算点

技術評価点は、標準点に加算点(小数点以下3位まで)を加えたもの。標準点は、100点とする。

(4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いもの を落札者とする。

評価値の算出方法は除算方式とし、技術評価点を入札価格で除して算出する。

評価値 = 技術評価点 = 標準点 + 加算点 入札価格 入札価格

(5) 評価値の計算

評価値の計算は、次ページの「総合評価方式(除算方式)による落札者の決定」を参照のこと。

総合評価方式(除算方式)による落札者の決定

(試算条件:「簡易型」 予定価格 2. 2億円の例)

| | 評価項目 | | | ħ | A社 | B社 | C社 |
|--------------|--------------------------|--------------------------|-----|----|---------------|---------------|---------------|
| 入札 | , 価格 | | | | 190, 000, 000 | 200, 000, 000 | 210, 000, 000 |
| | 施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 12点 | 12 | 0 | 5 | 12 |
| | | 過去 10 年間の同種工事の施工実績 | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 千葉県所掌工事における | | 6~ | 2 | 4 | 6 |
| | | 工事成績評定の平均点 | | -4 | | | |
| | | 過去2ヵ年度間の優良工事表彰 | | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 企業の | 千葉県所掌工事における、 | | 0~ | 0 | 0 | 0 |
| 企 | 施工実績 | 過去の事故及び不誠実な行為 | 14点 | -4 | | J | |
| 企業 | 20-2494 | 当該工事の関連分野での技術開発の実績 | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| の技術力 | | 及び新技術等の活用 | | | | | |
| 技術 | | ISO 認証取得 | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 力 | | 千葉県所掌工事における、 | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 手持ち工事量の状況 | | | | _ | |
| | 配置予定 技術者の 能力 | 主任(監理)技術者資格 | 6点 | 2 | | | _ |
| | | 過去 10 年間の同種工事の施工経験 | | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | | 継続教育(CPD)の取組状況 | | 1 | O | 1 | 1 |
| | | 主任(監理)技術者として施工した千葉県 | | | | | |
| | | 所掌工事における過去1ヵ年度間の工事成 は | | 1 | 1 0 | 0 | 1 |
| ↑ | | 領してものなりのときなっての作品では | | 0 | 4 | 0 | |
| 企業 | 地域精通度 | 過去10年間の当該管内での施工実績 | | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 社の | | 「地震、風水害、その他災害応急対策に関 | | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 会信 | 地域貢献度 | する千葉県との業務協定」 | 9点 | 0 | | 0 | 0 |
| 社会性性 | 心场央景及 | 県産品の活用 | | 2 | 0 | _ | 2 |
| • | | 県内企業の活用 | | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 1 | ① 評価点の合計 41点 11点 24点 37点 | | | | | | |
| ○ ★ □ | ② 加管占办管里 | | | | | | |

② 加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC社に30点を付与する。(1位満点方式)

A, B社の加算点は、**評価点の合計に応じ按分**する。

A社: 30 × 11/37 = **8.918**点 B社: 30 × 24/37 = **19.459**点

加算点の満点

評価点の合計の最高点

標準点

加算点

③ 技術評価点の算出

技術評価点=(100点 + 加算点)

A社: **108.918**点 =(100+8.918) B社: **119.459**点 =(100+19.459)

評価点の合計

C社: **130.000** 点 =(100+30.000) -

計算結果を比較し易くするため評価値の整数部が

1 桁となるよう 10 の累乗を乗ずる

④ 評価値の算出

評価値= (技術評価点) / (入札価格)

技術評価点算出統括表

| | A社 | B社 | C社 |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|
| ① 評価点の合計 | 11 | 24 | 37 |
| ② 加算点 | 8. 918 | 19. 459 | 30. 000 |
| ③ 技術評価点 | 108. 918 | 119. 459 | 130. 000 |
| 入札価格 | 190, 000, 000 | 200, 000, 000 | 210, 000, 000 |
| ④ 評価値 (便宜上、小数点以下第4位まで表記) | 5. 7325 | 5. 9729 | 6. 1904 |
| ⑤ 落札者決定(最高評価値取得者) | 3位 | 2位 | 1 位 =落札 |

10 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書 を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。
- ・発注者は、検査時の採点に「総合評価項目不履行による減点」があった場合 は、速やかに技術管理課に報告する。

11 その他

(1) 評価内容の担保(技術提案内容の不履行の場合における措置)

監督員は、受注者の提出した技術提案内容について、建設工事監督技術基準 (平成24年4月1日改訂)第4条に基づき、その履行状況について確認を行う。 受注者の責により、「施工計画」、「新技術等の活用」、「県産品の活用」、「県内企業の活用」及び「配置予定技術者の能力」の5細目が履行(満足)できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減ずる。

更に翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして2点減ずる。

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、 受注者の提案した全ての内容(ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさない ものを除く)が履行義務の対象となる。「施工計画」以外については、加点 された記載内容のみが履行義務の対象となる。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産業課と協議のうえ、指名停止措置を行う。

(2)技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(3)情報公開

1)入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

2) 落札者決定後

- ① 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、 速やかに以下の事項を公表する。
 - (ア) 落札者名
 - (1) 各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点
 - (ウ) 各入札参加者の入札価格
 - (I) 各入札参加者の評価値
- ② 技術評価点の項目毎の得点については、評価調書(公表用)を作成し、 落札者決定後、遅滞なく閲覧に供するものとし、また、速やかにちば 電子調達システム(入札情報サービス)または各所属のホームページに 掲載することとする。
- 3)辞退及び未入札者について 辞退及び未入札者の点数については公表しない。

(4) 不服の審査

発注者は、入札参加者から不服の申し出があったときは、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に従うものとする。

(5) 市町村への支援

千葉県では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の「発注者を支援するため、市町村からの要請がある場合に、発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者」として、公益財団法人千葉県建設技術センターを位置付けしている。

また、市町村等総合評価支援要綱(平成 20 年 1 月 17 日付、技第 5060 号)を定め、市町村等は県の設置した技術審査会や県の委嘱した学識経験者への意見聴取の場を活用することができることとしている。

(6)総合評価方式の改善

県は、総合評価方式の実施結果を分析し、さらなる改善を図っていくことと している。

ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより、随時変更する。

- (7)特別簡易型、簡易型、標準型における評価項目及び評価基準について、詳細 を次に示す。
- ① 特別簡易型・簡易型
- 1 施工計画

【特別簡易型】

| 評価項目 | 評価基準 |
|-----------------------------|-----------------|
| 現地条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた配慮 | 総合的な観点から評価 |
| すべき事項 | ・現地条件を踏まえ適切であり、 |
| | かつ工夫が見られる |
| *) 不適切である場合、入札は無効とする。 | ・現地条件を踏まえ適切である |
| | ・不適切である |

【簡易型】

| 評価項目 | 評価基準 | | |
|--|---------------------|--|--|
| ①工程管理に係わる技術的所見 | ・課題に対して現地条件を踏まえ | | |
| ②材料の品質管理に係わる技術的所見 | ており適切で優れている | | |
| ③施工上の課題に対する技術的所見 | ・課題に対して現地条件を踏まえ | | |
| ④施工上配慮すべき事項 | ており適切で良好である | | |
| ⑤安全管理に留意すべき事項 | ・課題に対して現地条件を踏まえ | | |
| | ており適切である | | |
| *) 工事内容により1項目、2項目を指定する。12点/1項目。 | ・不適切である | | |
| これによらない時は、技術審査会で審査する。 *) 不適切である場合、入札は無効とする。 | 総合的な観点評価 ・優れる ・可 | | |

2 企業の施工能力

| 2 企業の他工能力 | |
|-----------------------------------|-------------|
| 評価項目 | 評価基準 |
| (ア)過去10年間の同種工事の施工実績 | 【特別簡易型】 |
| *1)同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の | 国・県・市町村等の実績 |
| 場合は出資比率20%以上)により評価する。 | その他実績又は実績なし |
| *2)「国・県・市町村等」とは、「国等、県等、市町村等」であり、 | |
| 「国・県等」とは、「国等、県等」である。 | 【簡易型】 |
| *3) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の | 国・県等の実績 |
| 入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定 | 市町村等の実績 |
| する機関及び準ずる機関)とする。 | その他実績又は実績なし |
| *4) 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、 | |
| 千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、 | |
| 旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、 | |
| 千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とする。 | |
| | |

- *5) 市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下a~cのいずれかの団体。
 - a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。
 - b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で 建設工事を発注している公社。
 - c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)。
- (イ) 千葉県所掌工事における「業種: OO」における工事成績の 平均点(少数以下第2位以下切捨て)
- *1) 過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値(少数以下第2位以下切捨て)により評価 する。
- *2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、 総務部、防災危機管理部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、 病院局とする。
- *3)評価対象

【特別簡易型】

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2カ年度間の 工事成績を評価の対象とする。ただし、直近の過去2カ年度間に 評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の 属する年度を除く、直近の過去5カ年度間の工事成績を評価の 対象とする。

【簡易型】

○「土木一式」の場合

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2ヵ年度 間の総合評価方式で落札した工事の成績を評価の対象と する。

ただし、直近の過去2ヵ年度間に評価の対象となる工事 成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、 直近の過去5ヵ年度間の全ての工事成績を評価の対象と する。

○「土木一式」以外の業種の場合

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2ヵ年度間の 工事成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去2カ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5カ年度間の工事成績を評価の対象とする。

【特別簡易型】【簡易型】

80点以上

80点未満77.5点以上

77. 5点未満75点以上

75点未満72.5点以上

72.5点未満70点以上

70点未満65点以上

65点未満

成績なし

- (ウ) 過去2ヵ年度間の「業種:OO」における優良工事表彰
- *1)過去2ヵ年度における知事表彰の受賞の有無(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。
- *2)評価の対象は、入札公告の日の属する年度を除く直近の過去2ヵ年度とする。

*3) 評価項目としての選択について

| 競争参加資格要件 | 【特別簡易型】 | 【簡易型】 |
|----------|---------|-------|
| 県内企業のみ | 0 | 0 |
| 県内・県外混在 | 0 | × |
| 県外企業のみ | × | × |

〇・・・評価項目として選択

×・・・評価項目として選択しない

【特別簡易型】【簡易型】

知事表彰あり

なし

- (工) 千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為
- *1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、 総務部、防災危機管理部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、 病院局とする。
- *2) 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名 停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から 遡って1年間とし、文書注意日を対象とする。(共同企業体の 構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価する。)
- *3) 千葉県所掌工事における営業停止については、指名停止に準じて評価する。

【特別簡易型】【簡易型】

過去2年間に指名停止あり 過去1年間に文書注意あり なし

- (オ) 当該工事の関連分野での技術開発の実績及び新技術等の活用
- *1)技術開発の実績は特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録を対象とする。
- *2) 実績の期間は、入札公告の日から遡って過去10年間とする。
- *3) 当該工事へ適用する新技術等とは、特許権、実用新案権、NETIS への登録技術を対象とする。
- *4) 当該評価項目で加点された技術の適用について、技術提案での評価はしない。

【簡易型】

技術開発の実績、または 新技術等の当該工事への 適用あり

なし

- (力) ISO認証取得
- *1) I SO9001及び I SO14001を対象とする。
- *2)登録証の写しを提出する。
- *3)入札公告の日までの認証取得を対象とする。

【特別簡易型】【簡易型】

あり

なし

- (キ) 千葉県所掌工事「業種: 〇〇」における手持ち工事量の状況
- *1) 手持ち工事量比率二年間受注額:過去2ヵ年度間の平均受注額
- *2) 「年間受注額」とは、入札公告の日から1年間遡った 期間に契約した建設工事の契約額の合計額とする。 ただし、予定価格250万円未満の建設工事は除く。
- *3) 「過去2ヵ年度間の平均受注額」とは、過去2ヵ年度間の 受注額の合計を2(年間)で除算した額とする。 (予定価格250万円未満の建設工事も含む。)
- *4) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、 総務部、防災危機管理部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、 病院局とする。

【特別簡易型】

- 1. 〇未満
- 1. 0以上

【簡易型】

- 0.5未満
- 0.5~1.0未満
- 1. 0以上

3 配置予定技術者の能力

| 評価項目 | 評価基準 |
|---|--|
| (ア)主任(監理)技術者資格 *1)適用業種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築土」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。 | 【特別簡易型】【簡易型】 一級土木施工管理技士 または技術士 上記以外の土木施工に 係る資格 |
| (イ)過去10年間の同種工事の施工経験 *1)同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)により評価する。 | 【特別簡易型】【簡易型】 国・県等の実績 市町村等の実績 その他工事の実績又は実績なし |
| (ウ) 継続教育(CPD)の取組状況 *1) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会及び公益社団法人 日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものと する。 なお、これら以外の資格を対象とする場合は評価の対象となる 証明書を指定する。 *2) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が、入札公告 の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限 までとする。 | 【特別簡易型】【簡易型】 あり なし |

- (工) 主任(監理) 技術者として施工した千葉県所掌工事に おける過去1ヵ年度間の「業種:〇〇」での工事成績
- *1) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工 した工事の成績(共同企業体の構成員の場合は代表構成員 の主任技術者、監理技術者)により評価する。
- *2) 評価項目としての選択については、優良工事表彰と同じ。

【特別簡易型】【簡易型】

80点以上の実績あり

なし

4 地域精通度

評価項目

- (ア) 過去10年間の当該管内での公共工事の施工実績
- *1) 当該管内とは、県土整備部では、原則として土木事務所を 単位とする。県土整備部以外では、「当該管内」を別途、 定めることができる。
- *2) 「国・県等」とは、「国等、県等」である。
- *3) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関)。
- *4) 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、 千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、 旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、 千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社。
- *5) 市町村等とは、市町村(政令指定都市を除く)と千葉県内の以下 a~cのいずれかの団体。
 - a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注して いる組合
 - b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で 建設工事を発注している公社
 - c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(「特例民法法人」)であったもの)

評価基準

【特別簡易型】【簡易型】

国・県等の実績

市町村等の実績

その他工事の実績又は実績なし

5 地域貢献度

評価項目 評価基準 【特別簡易型】【簡易型】 (ア) 「地震、風水害、その他災害応急対策に関する業務細目協定」 *1)入札公告の時点において、「地震、風水害、その他の災害応急 当該管内を管轄する千葉県出先 対策に関する業務基本協定」に基づく業務細目協定の締結を対象 機関との細目協定の締結あり とする。 県との基本協定の締結あり ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と なし 判断する他の協定を対象とすることができる。 【特別簡易型】【簡易型】 (イ) 県産品の活用 *1) 県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社 指定品目の活用あり で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。 なし *2) 木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等に おける木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が干葉県内の 森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」に より認証されるものをいう。 *3) 発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定し、 当該工事において全数量を使用予定の場合に評価する。 *4) 複数の資材を指定した場合、「資材A及び資材B」ではすべて の資材を、「資材 A 又は資材 B」ではいずれかの資材を全数量 使用した場合に評価する。 【特別簡易型】 (ウ) 営業拠点の所在地の有無 *1) 当該管内で業務細目協定を締結している支店は本店扱いとする。 当該管内に本店あり なし (工) 地域特有貢献 【特別簡易型】 *1) 地域美化活動等のボランティア実績、障害者雇用実績、高年齢 いずれか1項目該当 者雇用実績、女性雇用実績を対象とする。 該当なし *2) 地域美化活動等のボランティア実績は、前年度及び当該年度 の入札公告の日までの実績を評価する。 *3) 高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢 者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢 以上の者の雇用を評価する。) 【簡易型】 (オ) 県内企業の活用 入札参加希望者が県内企業 *1) 県内企業のみを対象とする資格要件の場合は、選択しない。 *2)特殊な専門工事など下請けに県内企業の参加が見込めない場合 入札参加希望者が県外企業 であり、下請負金額の70% は、選択しないことができる。 以上を県内企業と契約予定 入札参加希望者が県外企業 であり、下請負金額の 50% 以上 70%未満を県内企業と 契約予定 その他

6 千葉県所掌工事における総合評価の履行義務違反

| 評価項目 | 評価基準 |
|----------------------------------|--------------|
| 千葉県所掌工事における総合評価方式の義務違反 | 【特別簡易型】【簡易型】 |
| *1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、 | 工事成績評定点の減点 |
| 総務部、防災危機管理部、教育庁、企業庁、水道局、警察本部、 | 措置あり |
| 病院局とする。 | なし |
| *2)入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1力年度間に完成 | |
| した工事の履行義務違反を評価の対象とする。 | |
| *3) 工事成績評定点の「法令遵守等」における「総合評価による | |
| 減点」項目で減点があった工事の有無により評価する。 | |
| | |

② 標準型(WTO対象)

1 技術提案

| 評価項目 | 評価基準 |
|--|-----------------|
| ① 総合的なコスト(ライフサイクルコスト等) | ・課題に対して現地条件を踏まえ |
| ②性能・強度等(性能・機能の向上等) | ており適切で優れている |
| ③ 社会的要請(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源 | ・課題に対して現地条件を踏まえ |
| ・リサイクル等) | ており適切で良好である |
| ④個別テーマの施工計画 | ・課題に対して現地条件を踏まえ |
| | ており適切である |
| *) 工事内容により1項目、2項目を指定する。12点/1項目。 | ・不適切である |
| これによらない時は、技術審査会で審査する。 *) 不適切である場合、入札は無効とする。 | 総合的な観点評価 |
| 「か)で過少での3mm(人生id無効にする。 | ・優れる・・可 |

2 施工計画

| 評価項目 | 評価基準 |
|---------------------------------|-----------------|
| 現地条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた配慮 | ・課題に対して現地条件を踏まえ |
| すべき事項 | ており適切で優れている |
| | ・課題に対して現地条件を踏まえ |
| *) 工事内容により工程管理、品質管理、施工上配慮すべき事項、 | ており適切で良好である |
| 安全管理又は環境対策等、に関する具体的な課題を2題程度、 | ・課題に対して現地条件を踏まえ |
| 発注者が定める。配点は指定された全項目の合計で12点と | ており適切である |
| する。これによらない時は、技術審査会で審査する。 | ・不適切である |
| *)不適切である場合、入札は無効とする。 | 総合的な観点評価 |
| | ・優れる・・可 |